

次の森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和7年8月18日

尾道市長 平谷 祐宏



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集252050001	尾道市御調町 丸門田重山	20383	17 - 3	山林	0.42	R7.9.1から R12.8.31まで	
集252050002	尾道市御調町 丸門田重山	20379	17 - 3	山林	0.55	R7.9.1から R12.8.31まで	他2筆
集252050003	尾道市御調町 丸門田重山	20385	17 - 14	山林	0.28	R7.9.1から R12.8.31まで	
集252050004	尾道市御調町 丸門田重山	20381	17 - 10	山林	0.55	R7.9.1から R12.8.31まで	
集252050005	尾道市御調町 丸河南馬山	20339	7 - 8	山林	1.18	R7.9.1から R12.8.31まで	他3筆
集252050006	尾道市御調町 丸河南表平	20023-1	5 - 10	山林	0.73	R7.9.1から R12.8.31まで	他1筆
集252050007	尾道市御調町 丸河南表平	20024	5 - 12	山林	0.07	R7.9.1から R12.8.31まで	
合計					3.78		

2 縦覧期間

令和7年8月25日から令和12年8月31日まで

3 縦覧場所

尾道市産業部農林水産課窓口

尾道市ホームページ (URL: <https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>)

4 本公告により、尾道市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上